## 【労務】平成30年度地域別最低賃金額改定の目安について

平成30年7月26日に開催された第51回中央最低賃金審議会で、平成30年度の地域別最低賃金額改定の目安について、答申の取りまとめが行われ、その内容が厚生労働省から公表されました。今年度の目安で示された引上げ額は、最高27円(Aランク)〜最低23円(Dランク)、全国加重平均では「26円」となっています。

## 【答申のポイント】 (ランクごとの目安)

各都道府県の引上げ額の目安については、A ランク27円、B ランク26円、C ランク25円、D ランク23円 (昨年度はA ランク26円、B ランク25円、C ランク24円、D ランク22円)。

注. 都道府県の経済実態に応じ、全都道府県をABCDの4ランクに分けて、引上げ額の目安を提示しています。現在、Aランクで6都府県、Bランクで11府県、Cランクで14道県、Dランクで16県となっています。

【出典:厚生労働省 平成30年度地域別最低賃金額改定の目安 についてより】

この答申は、「中央最低賃金審議会目安に関する小委員会」において4回にわたる審議を重ねて取りまとめられた「目安に関する公益委員見解」等を、地方最低賃金審議会に示すものです。

今後は、各地方最低賃金審議会で、この答申を参考にしつつ、地域における賃金実態調査や参考人の意見等も踏まえた調査審議の上、答申を行い、各都道府県労働局長が地域別最低賃金額を決定することとなります。

今年度の目安が示した引上げ額の全国加重平均は26円(昨年度は25円)となり、目安額どおりに最低賃金が決定されれば、最低賃金が時給で決まるようになった平成14年度以降で最高額となる引上げとなります。

また、全都道府県で20円を超える目安額となっており、引上げ率に換算すると3.1%(昨年度は3.0%)となっています。

## 平成29年度地域別最低賃金額改定状況

ランク	都道府県名			最低賃金時間額(単位:円)	発効年月日
Α	東 京			958	平成29年10月1日
	神	奈	JII	956	平成29年10月1日
	大		阪	909	平成29年9月30日
	愛		知	871	平成29年10月1日
	埼		玉	871	平成29年10月1日
	于		葉	868	平成29年10月1日
В	京		都	856	平成29年10月1日
	兵		庫	844	平成29年10月1日
	静		岡	832	平成29年10月4日
	送		賀	813	平成29年10月5日
	茨		城	796	平成29年10月1日
	栃		木	800	平成29年10月1日
	広		島	818	平成29年10月1日
	長		野	795	平成29年10月1日
	富		山	795	平成29年10月1日
	=		重	820	平成29年10月1日
	Щ		梨	784	平成29年10月14日
C	群		馬	783	平成29年10月7日
	岡		Щ	781	平成29年10月1日
	石		JII	781	平成29年10月1日
	香		JII	766	平成29年10月1日
	奈		良	786	平成29年10月1日
	宮		城	772	平成29年10月1日
	福		岡	789	平成29年10月1日
	Щ			777	平成29年10月1日
	岐		阜	800	平成29年10月1日
	福		井	778	平成29年10月1日
	和	歌	山	777	平成29年10月1日
	北	海	道	810	平成29年10月1日
	新	114	潟	778	平成29年10月1日
	徳		島	740	平成29年10月1日
	福		島	748	平成29年10月5日
D	大		分	737	平成29年10月1日
	700000		形	739	
	山		媛	739	平成29年10月6日
	愛自				平成29年10月1日
	島自		根	740	平成29年10月1日
	鳥		取	738	平成29年10月6日
	熊		本	737	平成29年10月1日
	長		崎畑	737	平成29年10月6日
	高		知	737	平成29年10月13日
	岩座	IP	手自	738	平成29年10月1日
	鹿	児	島加	737	平成29年10月1日
	佐		賀	737	平成29年10月6日
	青		森	738	平成29年10月6日
	秋		田田	738	平成29年10月1日
	宮		崎	737	平成29年10月6日
	沖		縄	737	平成29年10月1日

## 地域別最低賃金の全国加重平均額と引上げ率の推移

(単位:円 %) 年度 20 24 25 最低賃金額 時間額 703 713 730 737 749 764 780 798 823 848 7 16 10 17 12 (※) (15)16 18 25 (※) 25 対前年度引上げ額 (前年比、%) (2.33)(1.42)(2.38)(0.96)(1.63)(2.00)(2.09)(2.31)(3.13)(3.04)

- (注) 1 金額は適用労働者数による全国加重平均額である。
  - 2 ( )内は引上げ率 (%) を示す。
  - 3 (※) は全国加重平均の算定に用いる経済センサス等の労働者数の更新による影響分 (24年度は+2円、 28年度は+1円)が含まれる。